

開成町議会災害対策委員会要綱

（目的及び設置）

第1条 地震等による本町の災害に対し、必要な事項を協議及び検討することにより、早期に災害復旧等を図るため開成町議会災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討する。

- （1）道路等の公共施設における危険箇所の応急措置等に関すること。
- （2）被災住民への総合的な対策に関すること。
- （3）災害復旧等を早期に実現させるための国等の関係機関に対する要望に関すること。
- （4）その他災害対策に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員は、議長、副議長及び各常任委員長等で組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は議長を、副委員長は副議長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

（代理者の出席）

第6条 委員長は、常任委員長等に事故等あるときは、その常任委員会等の所属議員から代理者を出席させることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月20日から施行する。